



令和6年度第7回

躍進的な事業推進のための設備投資支援事業

助成事業説明会

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

企画管理部 設備支援課

助成金とは

公社で実施する助成金は、都内中小企業者等の事業活動を支援するためのもので、それぞれの助成金に「製品開発」、「販路開拓」、「地域活性化」など目的が設定されており、申請要件や審査が定められています。

助成金によって申請方法や交付要件が異なる場合がございます。申請の際は、募集要項を必ずご確認ください。

助成金利用時の注意点

- 助成金は**後払い**
- 助成対象期間に注意する
- 交付決定通知書に記載の助成予定額

事業の目的

「製品・サービスの質的向上」による競争力強化や「生産能力の拡大」のための生産性向上を進める際に必要となる中小企業者等が、

機械設備を新たに導入するための経費の一部を助成します。

助成金のスケジュール

令和6/10～令和8/3末
の間に契約・実施・支払が
完了すること

予約必須！

申請受付

- ① 申請予約（公社HP）
- ② 申請書類提出

5/1

5/8



一次審査
（書類）

二次審査
（面接）

5月中旬



助成対象者決定



事務手続説明会

9月中旬



助成対象事業の実施

9月下旬



検査・確定



助成金交付

5/21

5/24

8月下旬

助成金は
後払い！

申請受付

5月1日(水)9時～5月21日(火)17時まで

ネットクラブ会員サービス 企業Myポータル

ログイン

会員ID (メールアドレス)

パスワード

[▶ ログイン](#)

[パスワードが不明な方](#)
[新規会員登録を希望の方](#)

申請受付（書類提出）

5月8日（水）9時～5月24日（金）17時まで

- 申請書類の提出は、国が提供する電子申請システム「**Jグランツ**」にて実施します。
※持参、郵便、電子メール等のJグランツ以外の方法による提出はお受けできません。
- Jグランツを利用するには事前に「GビズIDプライムアカウント」の発行が必要です。
GビズIDの発行は、申請期日に対して余裕を持って事前登録をお願いします。
- 申請書類はHPに掲載されています。募集要項と電子申請マニュアルをよくお読みになったうえで、ご申請下さい。
- 申請内容や提出資料に不備・不足があった場合、**Jグランツにて差戻し**となり、申請フォーム「担当者アドレス」欄に記入したアドレスに通知メールが届きます。
期間内に対応いただけない場合、「不通過」とさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。

一次審査(書類)

●一次審査の結果通知

Jグランツにて通知を行います。

結果の通知があった場合は、申請時に「担当者メールアドレス」欄に記載されたメールアドレス宛に通知メールが届きます。

二次審査(面接)

●日程

8月13日(火)～23日(金)

※面接審査は上記いずれかの日時の内、会社が指定をさせていただきます。日時の変更やご希望は承りかねますのでご了承下さい。

●二次審査の結果通知

J Grantsにて通知を行います。結果の通知があった場合は、事業申請時に「担当者メールアドレス」欄に記載されたメールアドレスに通知メールが届きます。

助成対象事業の実施

●助成対象期間

令和6年10月1日から令和8年3月31日まで

※助成対象期間外に発注、契約、納品、支払いをした場合は助成金の対象外になります。

●助成金は後払い

設備導入代金の支払い後に完了報告、完了検査を行います。完了検査実施後、助成金額が確定し、助成金が振り込まれます。

申請時から助成金額が減額になる場合もあります。

助成率・助成限度額

事業区分		要件		助成率	助成限度額	助成下限額
		ゼロエミ要件	賃上げ要件			
I 競争力強化	中小企業者	—	—	1/2以内	1億円	100万円
		○		2/3以内		
		◎ ※2	○	3/4以内		
	小規模企業者 ※1	×	—	2/3以内	3千万円	
		○		2/3以内	1億円	
		◎ ※2	○	3/4以内		
II DX推進		—	—	2/3以内	1億円	
III イノベーション		◎ ※2		3/4以内		
IV 後継者チャレンジ			○	3/4以内		

※1: 常用従業員数が「製造業・その他」の場合は20人以下、「商業・サービス業」の場合は5人以下。

※2: 特に省エネ効果の高い取組については助成率を拡充

申請資格の要件①

中小企業者であること

業 種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 (ソフトウェア業、情報処理サービス業)	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

申請資格の要件②

大企業が実質的に経営に参画※していないこと

※「経営に参画」とは以下を指します

- 1 大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している場合
- 2 大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している場合
- 3 役員総数の2分の1以上を大企業の役員または社員が兼務している場合
- 4 大企業が実質的に経営を支配・参画していると考えられる場合

申請資格の要件③

都内で実質的※に事業を行っていること

- ・基準日現在で、都内に**登記簿上の**本店または支店があること
(個人の場合は、都内に開業届出があること)
- ・基準日現在で、都内で2年以上事業を行っていること

※実質的、の詳細は募集要項をご確認ください

申請書を受理した後に、ご訪問する場合がありますのでご了承ください。

※確認のため、登記簿謄本や開業届、納税証明書等をご提出いただきます。

また、この3枚のスライド以外の要件もございます。詳細は募集要項をご覧ください。

申請資格の留意事項

申請企業は助成対象期間の終了か助成事業の完了まで、申請資格の要件①～③のほか、募集要項に記載の申請要件を満たしている必要があります。

⇒助成事業実施中に申請要件を満たさなくなった場合、助成金は**支払われません**。

助成率・助成限度額①

助成対象経費×
助成率≥100万円

事業区分		要件		助成率	助成限度額	助成下限額
		ゼロエミ要件	賃上げ要件			
I 競争力強化	中小企業者	—	—	1/2以内	1億円	100万円
		○		2/3以内		
		◎ ※2	○	3/4以内		
	小規模企業者 ※1	×	—	2/3以内	3千万円	
		○		2/3以内	1億円	
		◎ ※2	○	3/4以内		
II DX推進		—	—	2/3以内	1億円	100万円
III イノベーション		◎ ※2		3/4以内		
IV 後継者チャレンジ			○	3/4以内		

対象設備の1基50万円以上、とは異なりますのでご注意ください

助成率・助成限度額②

①機械設備、器具備品で申請する場合

<p>【申請者区分：競争力強化（中小企業者）の場合の助成金上限額 （1億円のイメージ）】本助成事業に要する経費（税込）</p>		
助成対象経費【3億円(税抜)】		助成対象外経費 (消費税等)
↓ × 助成率1/2 = 1億5,000万円		
助成金交付申請額 【1億円(助成上限額)】	超過分(自己負担分) 【5,000万円】	自己負担分
※助成上限額の1億円を超えた分は、自己負担となります。		
<p>【申請者区分：競争力強化（中小企業者）の場合の助成金下限額 （100万円のイメージ）】本助成事業に要する経費（税込）</p>		
助成対象経費【200万円(税抜)】		助成対象外経費 (消費税等)
↓ × 助成率1/2 = 100万円		
助成金交付申請額 【100万円(助成下限額)】	自己負担分	
※助成金交付申請額が100万円を下回る場合には、申請できません。		

助成率・助成限度額③

②ソフトウェア単体で申請する場合

<p>【申請者区分：競争力強化（中小企業者）の場合の助成金上限額 （1,000万円のイメージ）】本助成事業に要する経費（税込）</p>		
<p>助成対象経費【6,000万円(税抜)】</p>		<p>助成対象外経費 （年間保守料等）</p>
<p>↓ × 助成率1/2 = 3,000万円</p>		
<p>助成金交付申請額 【1,000万円(助成上限額)】</p>	<p>超過分(自己負担分) 【2,000万円】</p>	<p>自己負担分</p>
<p>※助成上限額の1,000万円を超えた分は、自己負担となります。</p>		
<p>【申請者区分：競争力強化（中小企業者）の場合の助成金下限額 （300万円のイメージ）】本助成事業に要する経費（税込）</p>		
<p>助成対象経費【600万円(税抜)】</p>		<p>助成対象外経費 （年間保守料等）</p>
<p>↓ × 助成率1/2 = 300万円</p>		
<p>助成金交付申請額 【300万円(助成下限額)】</p>	<p>自己負担分</p>	
<p>※助成金交付申請額が300万円を下回る場合には、申請できません。</p>		

助成対象事業①

I【競争力強化】

競争力強化及び生産性向上のために新たに必要となる機械設備等を新たに導入する事業

事業例

※あくまで例示なので上記目的に合致していれば対象可

量産体制の構築	安定供給体制の確立
多品種少量生産への対応	生産工程の改善
製品、技術の品質向上、信頼性確保	特殊素材、難加工、複雑形状への対応
コストダウン	一貫加工への対応
短納期への対応	不良率削減
感染症対策関連商品の増産要請対応	

助成対象事業②

Ⅱ【DX推進】

IoT、AI、ロボット等のデジタル技術の活用により、新しい製品・サービスの構築や既存ビジネスの変革を目指した事業展開に必要な機械設備を導入する事業

事業例

※あくまで例示なので上記目的に合致していれば対象可

機械制御の自動化・省力化

生産設備の稼働状況把握

異常、故障監視

物流の効率化

受発注の効率化

生産ラインの最適化

※申請にあたって以下の3つの技術区分から1つ選ぶことが必要です

①IoT・AI活用

②ロボット

③その他

助成対象事業③

Ⅲ【イノベーション】

イノベーション分野に関する製品について、**新事業活動※**を行うために必要となる機械設備を新たに導入する事業

※新事業活動とは

新製品の生産	新役務の提供
製品の新たな生産、又は販売方式の導入	役務の新たな提供方式の導入、その他の新たな事業活動

※個々の中小企業者にとって新しい事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として対象になります。

※単なる生産力強化のための設備の増強や製造品目を増やす場合は、新事業活動は該当しません。それに加え、新たな生産方式を導入し生産の効率化や新たな販路の開拓などに取り組む必要があります。

産業分野・事業例(1)

	産業分野	事業例
①	防災・減災・災害対策分野	<ul style="list-style-type: none">・耐震化対策、不燃化対策に関する製品の生産・自然災害への対策強化に関する製品の生産
②	インフラメンテナンス分野	<ul style="list-style-type: none">・都市インフラのメンテナンスに関する製品の生産
③	安全・安心の確保分野	<ul style="list-style-type: none">・セキュリティ対策に関する製品の生産・感染症対策をはじめとした衛生対策に関する製品の生産
④	スポーツ振興・ 障害者スポーツ分野	<ul style="list-style-type: none">・スポーツ振興に関する製品の生産・障害者スポーツに関する製品の生産
⑤	子育て・高齢者・ 障害者支援分野	<ul style="list-style-type: none">・子育て、高齢者支援に関する製品の生産・障害者支援に関する製品の生産
⑥	医療・健康分野	<ul style="list-style-type: none">・医療に関する製品の生産・健康管理に関する製品の生産

産業分野・事業例(2)

	産業分野	事業例
⑦	環境・エネルギー・節電分野	・省エネルギー・再生可能エネルギーに関する製品の生産 ・資源リサイクルに関する製品の生産
⑧	国際的な観光・金融都市の実現分野	・観光客の行動支援に関する製品の生産 ・キャッシュレス化に関する製品の生産
⑨	交通・物流・サプライチェーン分野	・次世代自動車に関する製品の生産 ・物流機能強化に関する製品の生産

対象となる機械設備は「産業分野」に**真に合致**した「製品の生産」「役務の提供」に使用するものです。

助成対象事業④

IV【後継者チャレンジ】

事業承継を契機として、後継者による事業多角化や新たな経営課題の取り組みに必要な機械設備を新たに導入する事業

[対象者]

基準日の3年前から助成対象期間の起点の前日(第7回募集:令和3年4月1日から令和6年9月30日まで)に事業承継を行った事業者又は行う予定の事業者



助成対象事業④

事業例

※例示であり、後継者が中心となって進める取組みであれば対象可

事業転換に向けた新製品の生産

新たな経営戦略に基づく製品・
技術・サービスの高付加価値化

新たな生産方式の導入による品質保
証体制の確立

新事業分野への参入

[承継方法]

以下の①から③のいずれかの承継方法に合致すること

- ① 同一法人における代表者交代による事業の承継
- ② 個人事業における廃業、開業を伴う事業譲渡による承継
- ③ 個人事業における廃業を伴う、個人事業主から新設法人への事業譲渡による承継

[審査の注意点]

- ①二次審査(面接審査)は後継者の方の出席を必須とします。
- ②申請書に記載した後継(予定)者を変更された場合は、原則対象外となります

生産性の向上を図る計画

生産性の向上※を図る事業計画である必要があります。

※従業員一人当たりの付加価値額(=「労働生産性」)を設備投資実施から3～5年後の間のいずれかで年率3%以上向上する計画であること

経過 年数	「従業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）」 の伸び率
3年後	9%以上
4年後	12%以上
5年後	15%以上

助成率優遇！ ゼロエミ要件／賃上げ要件

・ゼロエミ要件

「ゼロエミッション概要書」の記載項目について妥当性を確認し、
省エネ効果等が認められる取組について助成率を拡充。

・賃上げ要件

一定の賃上げを実施する場合、助成率を拡充。

要件① 令和6年度拡充

事業区分	申請者区分	助成率・助成限度額
競争力強化	中小企業者	助成率1/2以内・助成限度額1億円
	中小企業者ゼロエミ	助成率3/4又は2/3以内・助成限度額1億円
	中小企業者賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	小規模企業者	助成率2/3以内・助成限度額3千万円
	小規模企業者ゼロエミ	助成率3/4又は2/3以内・助成限度額1億円
	小規模企業者賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
DX推進	DX推進	助成率2/3以内・助成限度額1億円
	ゼロエミ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
イノベーション	イノベーション	助成率2/3以内・助成限度額1億円
	ゼロエミ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
後継者 チャレンジ	後継者チャレンジ	助成率2/3以内・助成限度額1億円
	ゼロエミ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円

要件② 賃上げ要件

申請者区分	要件	申請書+概要書 以外の必要書類
<p style="text-align: center;">全区分 共通</p>	<p>①直近決算期と比較して、賃金引上げ計画期間の全従業員（非常勤を含む）の給与支給総額を2.0%以上増加させること</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>給与支給総額とは・・・給料、賃金及び賞与等は含む。 ※役員報酬、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く。</p> </div> <p>②事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金＋30円以上の水準にすること</p>	<p>①事業場内最低賃金者名簿</p> <p>②申請時点の直近決算期給与支給総額</p> <p>③賃金台帳の写し 代表する1名分の直近1ヶ月分</p>

要件③ ゼロエミ要件

事業区分	申請者区分	助成率・助成限度額
競争力強化	中小企業者	助成率1/2以内・助成限度額1億円
	中小企業者ゼロエミ	助成率3/4又は2/3以内・助成限度額1億円
	中小企業者賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	小規模企業者	助成率2/3以内・助成限度額3千万円
	小規模企業者ゼロエミ	助成率3/4又は2/3以内・助成限度額1億円
	小規模企業者賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
DX推進	DX推進	助成率2/3以内・助成限度額1億円
	ゼロエミ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
イノベーション	イノベーション	助成率2/3以内・助成限度額1億円
	ゼロエミ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
後継者 チャレンジ	後継者チャレンジ	助成率2/3以内・助成限度額1億円
	ゼロエミ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円

要件③ ゼロエミ要件

申請者区分	ゼロエミ	要件	申請書+概要書 以外の必要書類
競争力強化 (中小企業者・ 小規模事業者)	省エネ	省エネ設備を導入 した事業への取組	公的機関等の認定や指定を受け たことを示す資料等
	再エネ	再生可能エネル ギーを利用した事 業への取組	以下のいずれか(1年以上の取組 期間) <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン電力証書 ・Jクレジット制度(再生可能エネル ギーの導入)の実績 ・再生可能エネルギー電力証明書 ・再生可能エネルギーに係る電気 メニューの選択や再生可能エネル ギーの自社発電の導入資料

要件③ ゼロエミ要件

事業区分	申請者区分	助成率・助成限度額
競争力強化	中小企業者	助成率1/2以内・助成限度額1億円
	中小企業者ゼロエミ	助成率3/4又は2/3以内・助成限度額1億円
	中小企業者賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	小規模企業者	助成率2/3以内・助成限度額3千万円
	小規模企業者ゼロエミ	助成率3/4又は2/3以内・助成限度額1億円
	小規模企業者賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
DX推進	DX推進	助成率2/3以内・助成限度額1億円
	ゼロエミ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
イノベーション	イノベーション	助成率2/3以内・助成限度額1億円
	ゼロエミ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
後継者 チャレンジ	後継者チャレンジ	助成率2/3以内・助成限度額1億円
	ゼロエミ	助成率3/4以内・助成限度額1億円
	賃上げ	助成率3/4以内・助成限度額1億円

要件③ ゼロエミ要件

DX推進、イノベーション、後継者チャレンジの3区分でもゼロエミ・賃上げ要件が適用となり、助成率3/4の申請が可能です

※競争力強化のゼロエミ要件とは内容が異なります。

申請者区分	ゼロエミ	要件	申請書+概要書 以外の必要書類
DX推進 イノベーション 後継者チャレンジ	省エネ	①「省エネルギー診断」または「省エネ最適化診断」の診断を受けること ② ①の診断内容を元に、企業全体として省エネルギー率5%以上の達成に向けた取組を行うこと	以下のいずれか ・省エネルギー診断 ・省エネ最適化診断

助成対象経費①

事業区分	対象経費	1基当たりの 下限額
I 競争力強化 III イノベーション IV 後継者チャレンジ	ア 機械装置 イ 器具備品 ウ ソフトウェアA ※主に生産や役務の提供のために 使用されるもの ※ソフトウェアの助成金交付申請額は、 300万円以上1,000万円以下 です	アイウともに 1基※50万円 (税抜)以上

※1基とは、法人税法上の減価償却単位を指します

助成対象経費②

事業区分	対象経費	1基当たりの 下限額
Ⅱ DX推進	<p>ア 機械装置 イ 器具備品 ウ ソフトウェアA ※主に生産や役務の提供のために使用 ※ウの<u>ソフトウェア</u>について、助成金交付申請額は300万円以上1,000万円以下です</p>	アイウエともに 1基※50万円 (税抜)以上
	<p>エ ソフトウェアB (スライド「ソフトウェアBとは」参照) ※生産や役務の提供には使用しないが 生産性向上に寄与するもの ※<u>ア、イ、ウのいずれかを必須</u>とします (エのみは不可) ※助成金交付申請額はウ・エ合計1,000万円以下です</p>	

ソフトウェアBとは

DX推進 エ ソフトウェアB

生産や役務の提供には使用しないが生産性向上に寄与するもの

事業例

※あくまで例示なので上記目的に合致していれば対象可

顧客対応、販売支援

決済、債権債務、資金回収管理

会計、財務、資産、経営

総務、人事、給与、教育訓練

ソフトウェアの留意点①

助成対象について

・組み込みソフトウェアや専用制御ソフトウェア等、機械装置や器具備品に専用かつ不可欠で、固定資産にするもの、かつ今回導入する機械装置や器具備品と一体管理するものは、機械装置や器具備品として申請してください。

(例)・工作機械導入時に組み込む専用CAD/CAM
・印刷機械に組み込まれるデータ変換ソフト 等

ソフトウェアの留意点②

助成対象について

- ・**所有権、または使用許諾権**が発生するものが対象です
- ・**パッケージ、アドオン、プラグイン**等、既に仕様が決まっており販売されているものを対象とします。
- ・**スクラッチ開発等**、自社の要望に合わせた大掛かりな開発要素のあるものは対象となりません。
(ただし、事業区分C「DX推進」はこの限りではありません)
- ・従量課金や定量課金(サブスクリプションなど)、ライセンス使用にかかる経費は対象となりません。

助成対象外経費

【対象外経費となる例】

- ・ デモンストレーション等を目的とし、生産や役務の提供のために直接使用しない機械設備の導入経費
 - ・ 既存機械設備の改良・修繕及び撤去・移設・処分に係る経費
 - ・ 中古品の購入経費
 - ・ 諸経費等、内容が不明瞭な経費
 - ・ 設置場所の整備工事や基礎工事、電気工事等に係る経費
 - ・ 機械設置後に発生する費用（年間保守料、バージョンアップ費用、定期的な技術指導、教育訓練費用 等）
 - ・ 割賦、リース、レンタル、従量課金や定量課金、ライセンス使用に係る経費

等

機械設置場所

【対象外経費となる例】

- ①所有物件又は賃貸借契約が結ばれていること(使用貸借は不可です)
- ②設置場所は、以下のそれぞれの条件を満たすこと

設置場所	条件
東京都内	ア 基準日現在で、東京都内に <u>登記簿上の本店または支店があること</u> イ 原則、基準日現在で環境条例に定められた工場設置認可・認定を受けていること
東京都以外	ア 基準日現在で、東京都内に <u>登記簿上の本店があること</u> イ <u>設置場所が、神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県に所在すること</u> ウ 原則、設置場所が基準日現在で環境保全等に関する法令による、特定施設の各種届出がなされ、認可・認定を受けていること

- ※ 申請書に記載した設置場所は、原則変更できません。実現性を十分に考慮してください
- ※ 他社(関連会社含む)の従業員が混在するフロアや共有スペース等、助成事業者以外の使用が可能な場所には設置できません。

本事業における留意点①

① 法人税法上の固定資産として

機械装置、器具備品、ソフトウェア、に該当するか

→税理士等に事前に確認しておく

公社では個別の設備について該当の有無はお答えできません。

② 各助成対象事業の目的やテーマに合致しているか

「目的との適合性」は審査項目の一つなので、公社では合致度合いについてお答えできません。

本事業における留意点②

③ 募集要項や電子申請マニュアル、Q&Aを熟読し、本事業の概要、必要書類等を把握する

④ 事業に必要な許認可、設置場所の確認
(既存事業・新規事業)

→ 機械設置予定場所の工場設置認可等はあるか、
設備導入で新たに必要となる認可はあるか、等
(長年事業継続している場合、工場設置認可証等が行方不明、
名義変更がされていない、等あります)

審査の視点

※「視点」はあくまでも一例です。

複数の観点から審査を行いますので予めご了承ください

	審査項目	※視点
1	目的との適合性	申請区分と計画内容は合致しているか
2	優秀性	現状分析、課題、解決策が適切であるか
3	実現性	計画規模は妥当であるか
4	計画の妥当性	収支計画に具体性があるか
5	成長・発展性	設備導入後の効果は適切か

※ 明瞭、簡潔、客観的に具体的数値や名称、図を用いて、**口頭で補足説明をしなくても、イメージしやすい内容**を心掛けて記載してください。

同一機械設備※の併願申請

補助・助成事業の種類

併願申請

他団体の補助・助成事業



公社の他の助成事業



※ 同一機械設備、とは同一型番の場合を指します。

※ 同一設備で、複数採択された場合は、いずれかを選択していただきます

2事業の併願概要

『躍進的な事業推進のための設備投資支援事業』と
『設備投資緊急支援事業』は併願申請が可能です。

併願申請する場合は、事業ごとに申請が必要です。

※ 事業計画テーマに係らず、同一機械設備が含まれている場合、本助成事業と『設備投資緊急支援事業』の両事業で採択となった際は、どちらか一方を辞退していただきます。

事業計画や資金計画について
ぜひ**総合相談窓口**もご利用ください。



「ワンストップ 公社」
で検索Qだワン



【お問い合わせ先】

公益財団法人

東京都中小企業振興公社

企画管理部 設備支援課

電話：03-3251-7884

お問い合わせの際は 「躍進設備の質問です」とお申し出ください。